

掛川市条例第13号

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

第27条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。